

# 国民年金法が改正されました

国民年金法(拠出制)が施行されてから、滿一ヶ年を経過し、既に保険料納付の段階にあることは皆様ご承知のとおりであります。

発足当時、国民の与論として、社会保障の実情にそなわい点が指摘され、政府においても、実施の経路に徴し、手直しの必要が認められる部分について研究、検討した結果現段階において、可能な限り要望を採り入れ、去る十月三十一日改正法律が公布された訳であります。

今回改正された主な点は、つぎのとおりであり、一応被保険者が疑点とされた部分を解決するにふさわしい改正でないかと存じますので、今後の運営上特に、保険料納入促進について、

進捗については、格段のご理解をもつて、ご協力いただきたいと存じます。

◎老令年金の繰り上げ支給  
老令年金支給開始年齢六十才については、早期受給を希望する被保険者の要望を尊重し、六十才以後いつからでも支給する事になりました。

◎特例による老令年金の支給  
保険料を一年だけかけていれば、それ以外の期間が免除されても、拠出制の年金がもたらぬようにいたしました。

◎準母子年金の創設  
いわゆる、母子年金の対象とならないが、これに準ずるもので、配偶者のいない女子が、孫又は弟、妹と生計を同じくしている場合において、これらの者を扶養していた者が死亡し、引続きその子女が孫又は、弟妹を扶養することになった期間支給されるものがあります。

◎障害、母子、準母子及び遺児年金の支給資格期間の短縮  
従来、受給資格期間三年が一年に短縮されたこと。つまり事故発生月前の納期限(一月、四月、七月、十月)の前月までの一年間が引続いて保険料が納付されておれば、これらの年金が受けられることになりました。

◎遺児年金の額の引上げ  
遺児年金の最高額一万五〇〇円を、一万二千元に引上げられました。

◎死亡一時金制度の創設  
保険料を納めた期間が、三年以上であるものが、死亡した場合には、その者の遺族に対して、納めた保険料額の約八割程度が、死亡一時金として支給される。これにより、いわゆる掛け捨ての問題が完全に解消されたことになりました。

◎福祉年金(無拠出制年金)  
についても一部改正が行なわれ、

1. 受給権者本人の所得制限の緩和。  
2. 母子福祉年金について、二十五才以上の子と生計同一による、支給停止措置の撤廃。  
3. 災害による、受給権者本人の所得制限緩和。  
4. 福祉年金受給権者が死亡し、未支給分の年金額があるときは、その遺族に支給されることになったこと、等が主な改正点であります。

## 電報電話局だより

白根電報電話局の自動改式準備もいよいよ急ピッチで左記のように進められておりますから、皆様方のご協力をお願いいたします。

一、自動電話切替えと同時につぎのように電話番号が変更されます。

イ、本局現在の電話番号に、二〇〇〇番を附加することになります。例えば、三五番は、二〇三五番に七六五番は二七六五番に現行一〇番から一九九番の電話番号は、機械設備上全部変更されることになり、変更後の番号は三〇〇〇番から三〇九九番となる予定です。

ハ、現在共同電話の乙の方( )番台使用番号)に新しい自動電話機の取付け

多数共同の方は全部変更されることになり、

ニ、白井、庄瀬の加入電話は、白井局は二八〇〇番を附加し、庄瀬局は、二九〇〇番を大體附加することになります。

ホ、なお以上の四数字電話番号の頭に、白根局は七局という局番号がつくことになっておりますので、七二七六五番等といたします。

最終的な決定通知は、来年一月頃白根電報電話局から直接加入者に通知されます。二、自動電話機の取付けが始まります。

局内の機械工事と併行して、いよいよ、近々各加入者のお宅に新しい自動電話機の取付け

た場合に、その者の遺族に対して、納めた保険料額の約八割程度が、死亡一時金として支給される。これにより、いわゆる掛け捨ての問題が完全に解消されたことになりました。

◎福祉年金(無拠出制年金)  
についても一部改正が行なわれ、

1. 受給権者本人の所得制限の緩和。  
2. 母子福祉年金について、二十五才以上の子と生計同一による、支給停止措置の撤廃。  
3. 災害による、受給権者本人の所得制限緩和。  
4. 福祉年金受給権者が死亡し、未支給分の年金額があるときは、その遺族に支給されることになったこと、等が主な改正点であります。

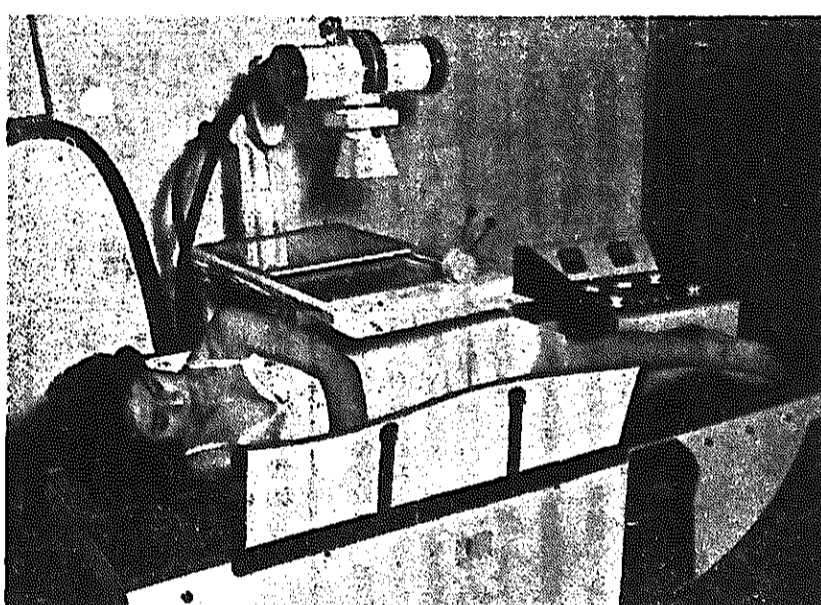
また各種年金制度に関連し、今回あらたに、通算年金制度が創設され、年金制度に加入している方が有利な年金を受けられるようになり、

◎福祉年金(無拠出制年金)  
についても一部改正が行なわれ、

1. 受給権者本人の所得制限の緩和。  
2. 母子福祉年金について、二十五才以上の子と生計同一による、支給停止措置の撤廃。  
3. 災害による、受給権者本人の所得制限緩和。  
4. 福祉年金受給権者が死亡し、未支給分の年金額があるときは、その遺族に支給されることになったこと、等が主な改正点であります。

## 白井診療所に最新式のレントゲンを設備

皆様の健康を守る為には、その病気の原因、症状を究明し、適切な治療によつて病気を退治しますが、精密に診断する



白井診療所  
レントゲン、太陽灯  
心電計(心臓検査)  
小林診療所  
心電計、太陽灯  
茨会根診療所  
レントゲン、太陽灯

## 歳末防犯

### ウの目 タ力の目

毎年この十二月は、一年中のしめくくりをしなければならぬ時です。したがって借金、あるいはボーナスなどで金の出し入れが忙しいうえに、横断にせめられる者、忘年会、クリスマスなど多岐にわたる行事が催され、思わぬ脱線をするものなど、悲喜こもごもの人々が師走のまちかどを右往左往しています。

そしてその中を犯罪者がウウウと狙っている。

「犯罪者は狙っている」

目タカ目目で餌物を狙っている。これがいづつわらざる年末の情景でしょう。

このような焦燥感から生み出す生活面の「スキ」は、案外たくさん見つけられるのではないのでしょうか。例えば、

- ◇ 人前でサツピラを切つて
- ◇ 横からひつたくられるように
- ◇ 横断するところ、財布から金を出している。
- ◇ 入ごみの中へ、必要でないものを捨てている。

## 全市挙げて「ネズミ」駆除

十一月一日から本日まで、本市各町、各村、各地区に、ネズミ駆除の活動が展開されています。今年度の駆除活動は、今年度のうちに、ネズミを駆除し、衛生環境を整えようとするものです。

## 農委出張日割について

十二月は左記のとおり係員が出勤し、農地の移動手続や、農地問題について御相談に応じますから遠慮なくお問い合わせ下さい。

日	場所	日	場所
四日	新飯田駐在所	六日	小林駐在所
五日	鶯巻	七日	白井
九日	茨会根	二十一日	庄瀬
	根岸		大郷

## 図書館よりのお知らせ

十月十五日より十一月十五日まで、毛沢東(三五)著「中国革命の歩み」(二〇)川上徹大著「日本現代文学全集三島由紀夫」(一四)中野実著「外啄木全集(一三)石川啄木」(一四)石川啄木著「啄木全集(二)石川啄木」(二二)岩波書店著「日本の地理(七)正宗白鳥」(三〇)正宗白鳥著「世界大百科事典(二四)下中野実」(二四)下中野実著「チャールズ(二二)石川欣」(二二)石川欣著「パイロン(二〇)鶴見祐輔」(二〇)鶴見祐輔著

い大金や貴重品を持ってゆく。「ウカツだ」と言われるような材料があまりにくらべています。

忙しいとき、喜びごと配つたとき、自分がみづから犯人を誘いこんでいることに気がつかなければなりません。

まして、一年中で一番犯罪が多いと言われる年末においてこそ、この注意が大切ではないでしょうか。

【白根電報電話局】